

那霸市コロナ期観光回復戦略

令和3年11月



目次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 那覇市コロナ期観光回復戦略策定について | 2 |
| (1) | 策定までの経緯と目的 | 2 |
| (2) | 戦略の趣旨 | 2 |
| ア | 戦略の位置づけ | 2 |
| イ | 戦略期間 | 3 |
| ウ | 那覇市観光基本計画との関係 | 3 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症拡大前後の那覇観光 | 4 |
| (1) | 那覇観光の状況（新型コロナウイルス感染症拡大前） | 4 |
| ア | 1人当たり市内消費額・那覇市観光収入 | 4 |
| イ | 延べ市内宿泊客数 | 4 |
| ウ | 那覇市への入込客 | 5 |
| (2) | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響（2020年最新値） | 6 |
| ア | 訪日外国人客数 | 6 |
| イ | 沖縄県入域観光客数（外国人観光客数） | 6 |
| ウ | 那覇市内宿泊施設数 | 7 |
| エ | 市内宿泊施設稼働率・延べ宿泊客数 | 8 |
| オ | クルーズ船寄港回数 | 8 |
| 3 | 那覇市コロナ期観光回復戦略 | 9 |
| (1) | 戦略の概要 | 9 |
| ア | 戦略の目標値 | 9 |
| イ | 対象期の考え方 | 9 |
| ウ | 基本的な考え方と戦略の柱 | 10 |
| エ | ターゲット | 11 |
| (2) | 戦略の柱と具体的な取り組み | 12 |
| ア | 市民・観光客双方が安全安心な観光地 | 13 |
| イ | 観光関連産業に対する支援 | 14 |
| ウ | 新しい旅行スタイルの取り込み | 15 |
| エ | デジタル技術活用促進 | 16 |
| 4 | 進捗管理 | 16 |
| | 参考資料 | 17 |
| 1 | 那覇市コロナ期観光回復戦略策定 諒問書 | 18 |
| 2 | 那覇市コロナ期観光回復戦略策定 答申書 | 19 |
| 3 | 策定経緯 | 20 |
| 4 | 那覇市観光審議会委員名簿 | 20 |
| 5 | 那覇市観光審議会規則 | 21 |

1 那覇市コロナ期観光回復戦略策定について

(1) 策定までの経緯と目的

本市では那覇市観光基本計画（計画期間：10年間）を2015年6月に策定し、3つの将来目標値である「観光収入：4,500億円」「観光客一人当たり市内消費額90,000円」「延べ市内宿泊客数：1,300万人泊」の達成に向け計画を推進してきました。計画を進める中で、入込観光客数（特に外国人観光客）の急激な増加などに伴い那覇観光を取り巻く環境が大きく変化していたことから、2019年10月より那覇市観光基本計画（以下、基本計画）中間見直しに着手していました。

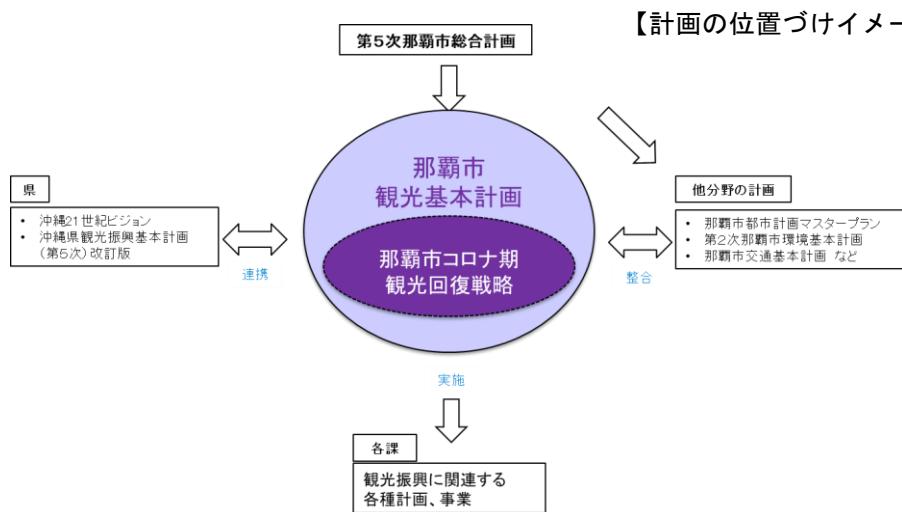
そのような中、2020年初めの頃から新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の影響により、那覇観光を取り巻く環境が大きく変化したため2020年4月に中間見直し作業を中断しました。新型コロナ拡大を受けて国より発出された1回目の緊急事態宣言（2020《令和2》年4月）から1年以上経過してもなお、感染症拡大は収まることなく那覇観光への影響が長期化しています。さらに、国内においても新型コロナのワクチン接種が始まっていますが新型コロナの影響前の状況に回復するまでどの程度期間を要するか見通せない状況となっています。

こうした状況を踏まえて、基本計画の中間見直しについては保留とし、併せて、本市観光関連産業への支援や誘客活動などによる観光回復を牽引する観光施策の当面の方向性を示すため、「那覇市コロナ期観光回復戦略」（以下、本戦略）を策定します。

(2) 戦略の趣旨

ア 戦略の位置づけ

那覇市観光基本計画の中でコロナ禍からの回復に特化した計画として位置付けます。



イ 戰略期間

令和3（2021年11月）年度～令和6（2025年3月）年度

ウ 那覇市観光基本計画との関係

新型コロナ拡大によるダメージからの那覇観光の回復を目指した取り組みを本戦略に基づいて推進しつつ、感染拡大防止対策などにより変化した人々の価値観、旅行スタイルや観光市場の環境に対応した計画を推進するため次期那覇市観光基本計画の策定を並行して検討します。

那覇市観光基本計画の最終年度となる令和6年度以降、切れ目なくアフター・コロナにおける次期観光基本計画の策定・推進を目指します。

【各計画と本戦略の年度比較】



2 新型コロナウイルス感染症拡大前後の那覇観光

(1) 那覇観光の状況（新型コロナウイルス感染症拡大前）

ア 1人当たり市内消費額・那覇市観光収入

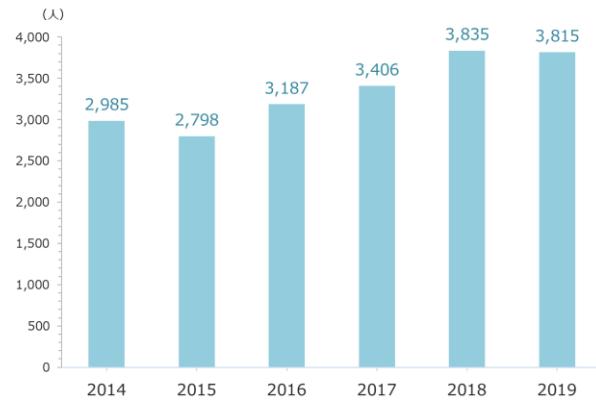
那覇市に宿泊した方1人当たりの市内消費額の直近3年間の推移は7.5万円前後となっています（図表I-1）。

観光収入を1人当たり観光消費額及び観光庁「宿泊旅行統計調査」から推計される実宿泊者数を基に計算すると、観光収入は増加傾向にあります（図表I-2）。2016年度以降は、延べ市内宿泊客数及び宿泊客1人あたりの市内消費額の増加傾向にあたため観光収入も増加しています。

図表I-1 市内宿泊者1人当たり市内消費額



図表I-2 那覇市観光収入



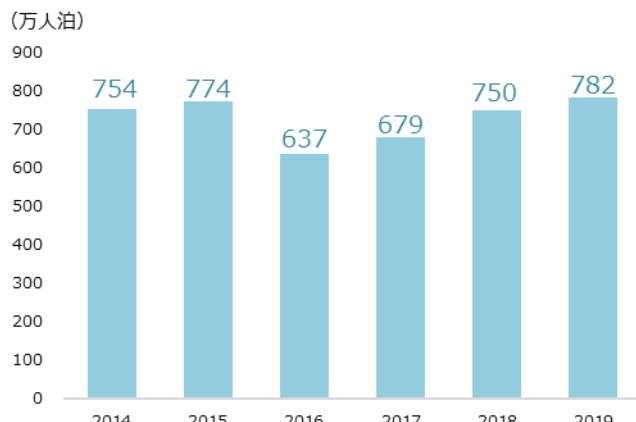
出典：那覇市の観光統計（令和元年版）

※2015年度までの数値は、2016年度以降と算出方法が異なるため、比較の際は参考値にとどめる。

イ 延べ市内宿泊客数

年間延べ宿泊者数（推計値）は直近3年間で増加傾向で推移しています。毎年30万人泊以上の増加で推移しており、2019年は782万人泊となりました（図表I-3）。

図表I-3 延べ市内宿泊客数



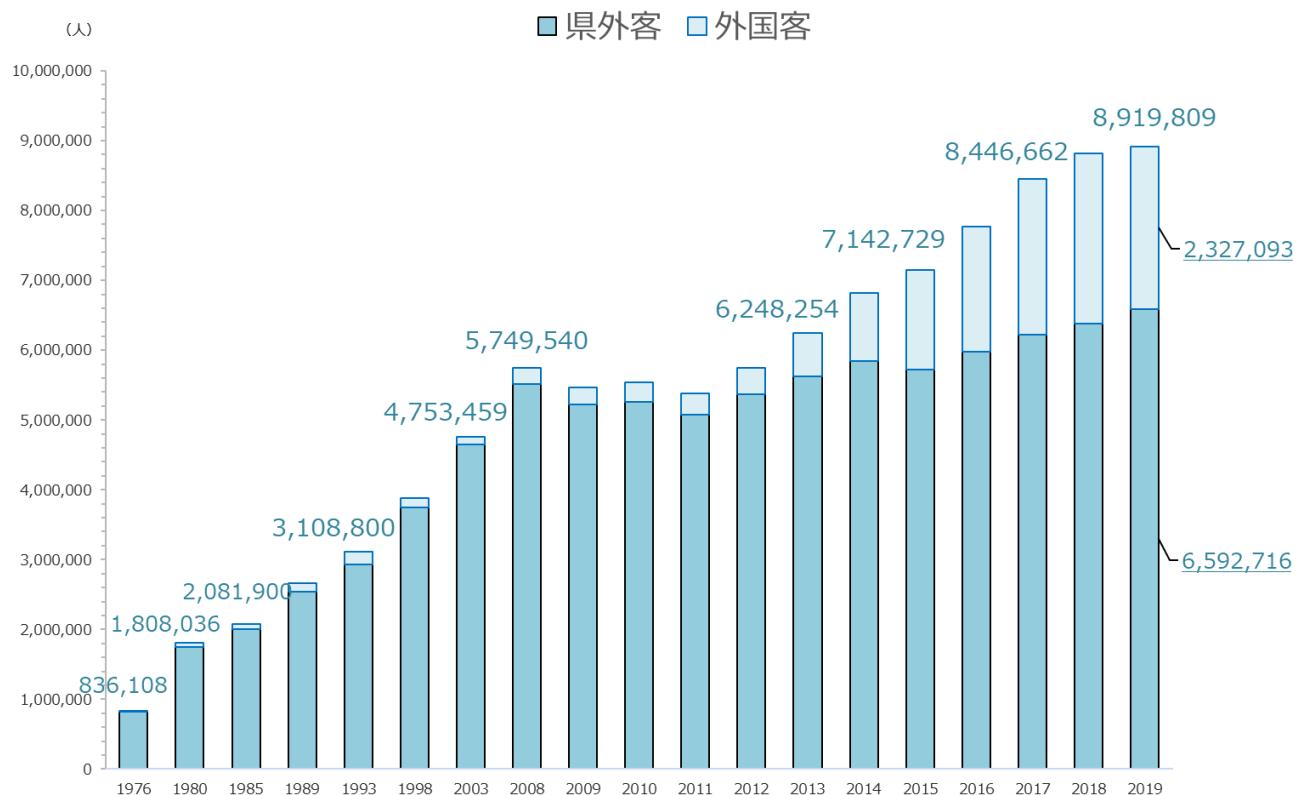
出典：那覇市の観光統計（令和元年版）

※2015年度までの数値は、2016年度以降と算出方法が異なるため、比較の際は参考値にとどめる。

ウ 那覇市への入込客

那覇市への入込客数は、2012 年度から増加基調が始まり、2019 年度は推計 890 万人となりました。特に外国人観光客は入込数・観光客全体に占める割合共に急激に増加しています（図表 I-4）。

図表 I-4 那覇市への観光入込客数



出典：那覇市の観光統計（令和元年版）

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響（2020年最新値）

ア 訪日外国人客数

2019年までは7年連続で過去最高を更新したが、2020年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い各国・地域において水際対策等が強化された影響等により、2月以降大きく減少し、前年比87.1%減の412万人となっています（図表I-5）。



出典：観光庁観光白書（令和3年度版）

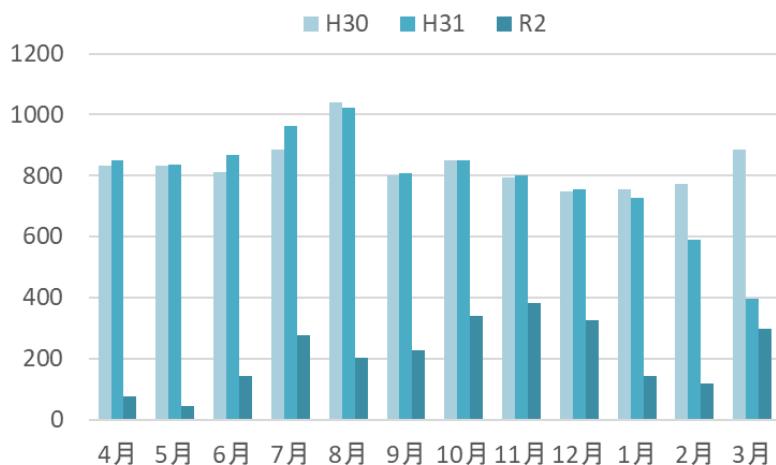
イ 沖縄県入域観光客数（外国人観光客数）

沖縄県における令和2年度の入域観光客数は258万3,600人で、前年度比で688万5,600人、率にして72.7%の減少となっています。年度の観光客数としては、令和元年度に続いて2年連続で減少となり、昭和63年度の241万1,700人に次ぐ低水準となっています（図表I-6）。

令和元年度と比べて減少した要因は、次のとおりとされています。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による旅行の自粛
- 国内航空路線の運休・減便による国内客の減少
- 海外から日本への入国制限措置がとられたことによる外国客の減少（皆減）

図表I-6 沖縄県入域観光客数



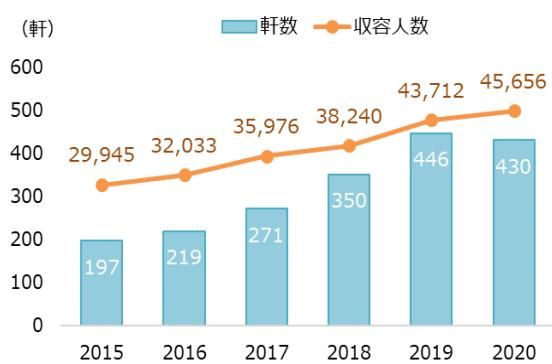
出典：沖縄県入域観光客統計概況（令和3年4月発表）

ウ 那覇市内宿泊施設数

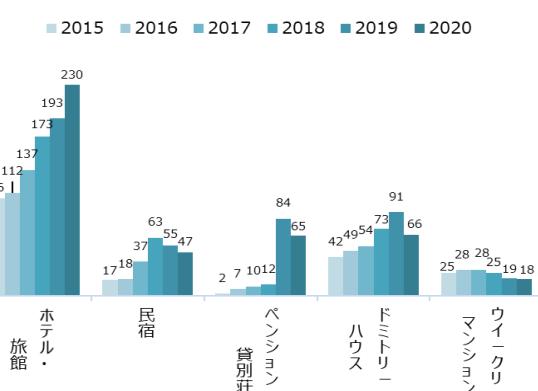
令和2年12月31日時点で市内宿泊施設数は430軒、収容人員は45,656人となっております（図表I-7）。種別宿泊施設数では「ホテル・旅館」のみが増加傾向にあります（図表I-8）。

2015年-2020年の5年間における「ホテル・旅館」の規模別構成割合を比較すると、収容人数は全体として増加していますが、規模別構成割合にほとんど変化ない一方で、軒数では小規模（収容人数100人未満）施設数が増加し市内規模別軒数全体の半数以上を占める状況となっています（図表I-9）。

図表I-7 那覇市内宿泊施設数・収容人数

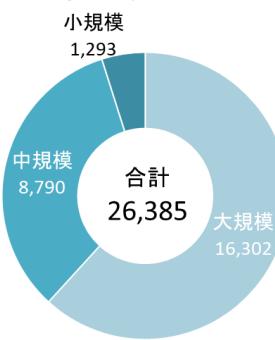


図表I-8 種別宿泊施設数推移



図表I-9 「ホテル・旅館」の規模別収容人数および軒数

収容人数(2015年) [人]



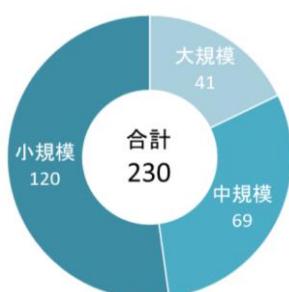
収容人数(2020年) [人]



軒数(2015年) [軒]



軒数(2020年) [軒]



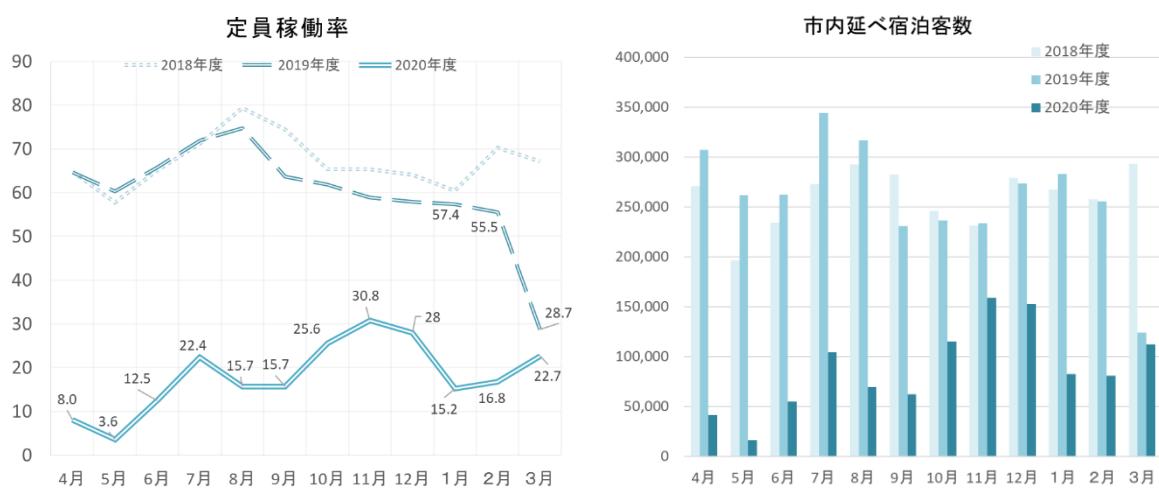
出典：沖縄県宿泊施設実態調査（令和2年度版）を基に本市が算出

エ 市内宿泊施設稼働率・延べ宿泊客数

定員稼働率は2020年3月に30%を下回って以降、稼働率約30%を下回り続ける厳しい状況となっています。また、那覇市延べ宿泊客数は2020年3月に15万人を下回って以降、延べ宿泊客数は約15万人を下回り続ける状況となっています（図表I-10）。

2020年10月以降稼働率、延べ宿泊客数がやや上昇している時期には、同月より国の旅行需要回復・消費喚起事業「GoToトラベル」に東京都が追加されたことが影響しているとみられます。

図表I-10 「ホテル・旅館」の収容人数および軒数

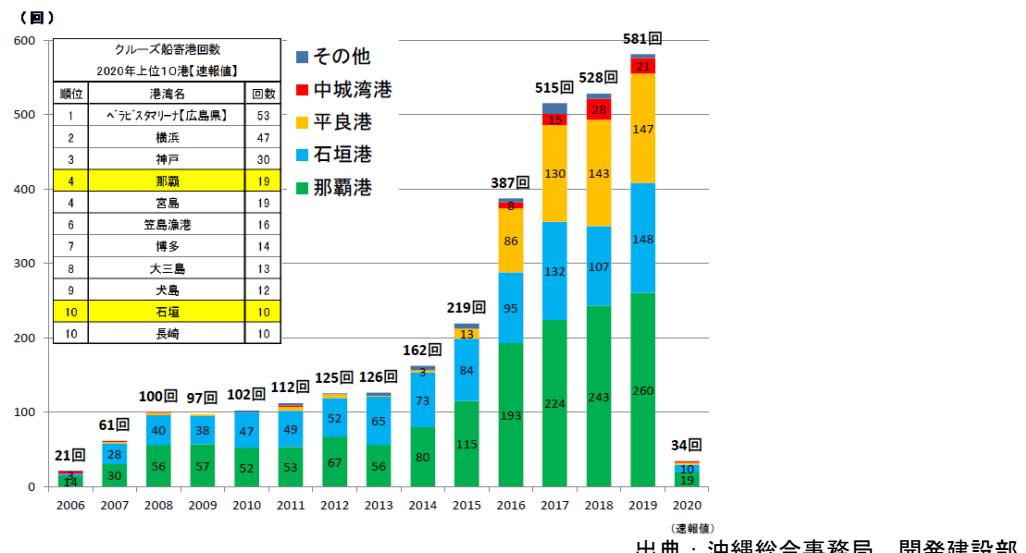


出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に本市が算出

オ クルーズ船寄港回数

2020年の那覇港への寄港回数は19回（2020年1・2月のみ）。2020年3月以降から2021年11月（策定までに変更）まで寄港実績は0回となっています。

図表I-11 沖縄県内クルーズ船寄港実績



出典：沖縄総合事務局 開発建設部

3 那覇市コロナ期観光回復戦略

(1) 戦略の概要

ア 戦略の目標値

戦略の目標値は、那覇市観光基本計画における将来目標値を継承し「観光収入」「宿泊客一人当たり市内消費額」「延べ市内宿泊客数」3指標を設定します。数値目標は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける直前の実績値（2019年度）とします。

戦略の目標値

3,815億円 観光収入

74,156円 宿泊客一人当たり市内消費額

782万人泊 延べ市内宿泊客数

イ 対象期の考え方

新型コロナウイルス感染状況や観光回復の状況に応じた適時適切な取組を実施できるよう実施時期を以下のとおり整理します。

【対象期の考え方】

| | |
|-----|---------------------------------|
| 蔓延期 | 感染症拡大防止策や今後の展開に備える時期 |
| 回復期 | 県内旅行の促進・国内客の誘客PRなどを講じる時期 |
| 復興期 | 国内客の誘客促進・外国人観光客の誘客PRなどを講じる時期 |
| 平時 | 新たな旅行需要への対応・那覇観光の発展に向けた施策を講じる時期 |

ウ 基本的な考え方と戦略の柱

本戦略の取組においては、以下の考え方を基に戦略の柱の取り組みを進めます。

▼那覇観光の高付加価値化

感染症対策を徹底し安全・安心な滞在環境提供による、観光地としての価値を高める取り組み。

本市の地域的特性を生かした那覇ならではの観光コンテンツの磨き上げや滞在日数の延長に繋がる質の高い取り組み。また、デジタル技術を活用した利便性向上等に繋がる取り組み。

▼感染拡大防止策を徹底した安全・安心な滞在環境の整備

地域住民及び観光客が安全・安心に過ごせる環境を整えるため、市民及び市内関連事業者における感染症拡大防止の取り組み。

▼コロナ禍で生じた社会変容への対応

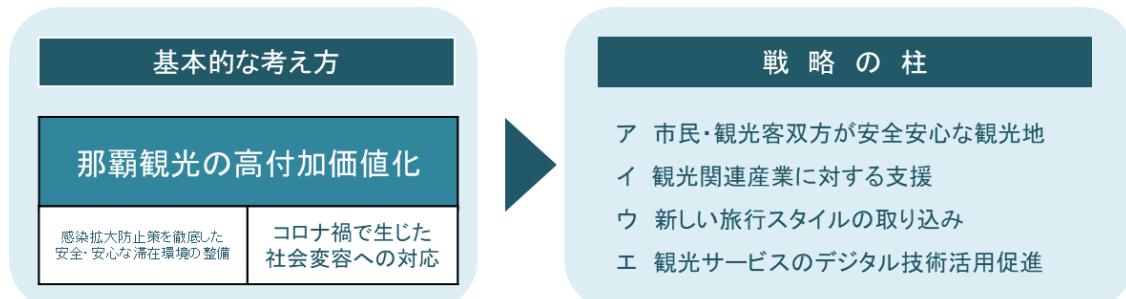
密閉・密集・密接のいわゆる3密を避ける行動や外出自粛要請等の感染拡大防止対策による従来とは異なる行動変容を求められた結果、働き方や旅の在り方、人々の価値観にまで変化を及ぼしていることも踏まえた取り組み。

1年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光関連事業者の事業継続や落ち込んだ観光需要喚起に繋がる取り組み。

以上の考え方を基に、次の4つの戦略の柱を軸に具体的な取組を推進します。

- ア. 市民・観光客双方が安全・安心な観光地
- イ. 観光関連産業に対する支援
- ウ. 新しい旅行スタイルの取り込み
- エ. 観光サービスのデジタル技術活用促進

【基本的な考え方と4つの戦略の柱】



エ ターゲット

本戦略におけるターゲットは、大きく「市内宿泊を伴う観光客」とします。

新型コロナの拡大によりクルーズ船の寄港やイベント開催が大きく制限を受け、今後も一定程度その影響が懸念されます。「市内宿泊を伴う観光客」は観光消費額増加や経済波及効果が期待されるため、市内宿泊者を念頭に取組の内容を検討します。

今後、従来の那覇市観光入込統計調査（実態調査）に加えて、市場調査（マーケティング・リサーチ）を併せて実施することで得られた情報を基に、ターゲットのさらなる細分化と細分化したターゲットへの観光施策の展開を対象期に応じて検討します。

例えば、本島中北部や県内離島のリゾートを目的地としている観光客をターゲットに前後泊に那覇市内で滞在したくなるような行動モデルを想定して適切なプロモーションを実施する、などが想定されます。

(2) 戦略の柱と具体的な取り組み

本戦略の推進にあたり、那覇観光を取り巻く環境変化を踏まえ、本市を中心に関係団体や関係機関等と連携し効果的な実施に努めます。4つの“取組の柱”に対して10の“取組の内容”を軸に具体的取組を推進します。

【4つの戦略の柱と10の取組の内容】

| |
|---|
| ア 市民・観光客双方が安全安心な観光地 |
| (1)観光客に対する感染対策実施の周知 (2)市民・観光関係事業者の感染拡大防止対策 |
| イ 観光関連産業に対する支援 |
| (1)消費・宿泊需要喚起 (2)事業継続支援・応援給付金 (3)新たな観光コンテンツ創出支援 |
| ウ 新しい旅行スタイルの取り込み |
| (1)県内旅行の促進 (2)都市型ワーケーションなどの滞在型旅行の促進 (3)都市型MICE受入の推進 |
| エ 観光サービスのデジタル技術活用促進 |
| (1)観光関連事業者のデジタル技術活用を促進 (2)デジタルマーケティングの推進 |

参考：【4つの戦略の柱と対象期】

| 蔓延期 | 回復期 | 復興期 | 平時 |
|-----|-----|--|----|
| | | アー(1)観光客に対する感染対策実施の周知 アー(2)市民・観光関係事業者の感染拡大防止対策 イー(2)事業継続支援・応援給付金 | |
| | | イー(1)消費・宿泊需要喚起 | |
| | | ウー(1)県内旅行の促進 ウー(2)都市型ワーケーションなどの滞在型旅行の促進 ウー(3)MICE受入の推進 | |
| | | イー(3)新たな観光コンテンツ創出支援 エー(1)観光関連事業者のデジタル技術活用を促進 エー(2)デジタルマーケティングの推進 | |

“取組の内容”毎の具体的な（取組の例）は次頁より記載しております。

戦略の柱に紐づく具体的な取組の内容と取組の例は以下のとおりです。

ア 市民・観光客双方が安全安心な観光地

感染症拡大が1年以上となり気の緩みや自粛疲れが指摘されています。感染症拡大防止対策を市民・観光客双方の共通認識として、新たな旅のスタイルの実践による感染対策と、受入地としての感染防止対策の継続への支援・周知に取り組みます。

| 取組の内容 | 実施時期 |
|--|--|
| <p>(1) 観光客に対する感染対策実施の周知</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none">那覇市全体としての安全宣言が出せるようにガイドライン等の徹底した実施「旅のエチケット」の周知を「デジタルサイネージ」等を活用し、商業施設や店舗のリアルタイムの混雑状況を表示公共交通の換気性能や利用者の協力により安全であることを周知徹底「新たな旅のスタイル」としての旅前・旅中の推奨行動のパンフ発行や支援業種別ガイドラインを遵守している事業者を観光客、消費者に対して可視化してもらえる一覧表を作成し、市や観光協会のホームページなどに提示安全・安心を重視、那覇市内の観光コンテンツを取り入れた旅行商品、観光商品を市や観光協会のホームページにて掲載 | <p>文字（大・小）は優先度（高・低）を表します。</p>  |
| <p>(2) 市民・観光関係事業者の感染拡大防止対策</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none">観光関連事業者向けの感染対策資機材の整備支援（店舗・観光施設・車両など）庁内関連部局と連携した情報発信媒体を活用した感染対策実施の周知 | |

イ 観光関連産業に対する支援

旅行・渡航自粛等により落ち込んだ観光需要の回復に向け、対象期に応じた需要喚起策に取り組みます。

感染症の影響が長期化し多大な影響を受けている観光関連事業者への支援は一層重要です。市内観光関連事業者の経営の安定化・事業継続のための支援に取り組みます。また、那覇観光の担い手として活躍する観光関連従事者のモチベーション維持等の支援に取り組みます。

感染症収束期には、全国各地で観光復興を目指す地域間競争の激化が想定されます。本市の地域的特性（沖縄観光の海・空の玄関口、県都・商都としての賑わい、気候特性など）と琉球王朝の歴史や文化、引き継がれてきた伝統工芸の技術など様々なコンテンツを有効に活用したサービスや商品開発の支援による消費促進に取り組みます。

| 取組の内容 | 実施時期 |
|---|---|
| (1) 消費・宿泊需要喚起 (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● 地域消費促進型観光マルチクーポンの発行● 「教育旅行支援事業」県内で実施する教育旅行における貸切バス等における感染リスク低減への支援● 感染拡大防止対策ガイドライン遵守している事業者を利用する場合の旅行者向けの特典を設定● コロナワクチン接種済又はPCR検査等の陰性証明書を提示の方をターゲットにする場合は公平性に配慮しつつ特典を提供 |  |
| (2) 事業継続支援・応援給付金 (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● 各々の事業努力だけでは存続が厳しいケースに対する給付● 銀行等の融資が出揃うまでの、公的給付金の給付遅れを繋ぐ融資や、本戦略の取組資金の一部に充てる「基金」創設● クラウドファンディング等活用した事業継続支援● なはし就職・創業支援センター等を活用した人材の定着支援 |  |
| (3) 新たな観光コンテンツ創出支援 (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● 宿泊に繋がる早朝コンテンツ、ナイトコンテンツの造成 (朝活、市場など)● 「なはーと」等を活用した誘客イベント創出への支援● バーチャルイベント開催支援● 滞在日数増加を促進する旅行プランと文化・芸能・食などの観光資源を活用した那覇ならではの体験コンテンツ開発への支援● 短時間で体験できるコンテンツの開発及び磨き上げ● 市内で体験可能なアクティビティなどの周知 |  |

ウ 新しい旅行スタイルの取り込み

感染症拡大が小康状態や収束に向かった際には、消費喚起のために域内消費需要を高める施策に取り組みます。

コロナ禍により注目度が高まったワーケーションなど長期滞在に繋がるサービスやコンテンツ創出の支援に取り組みます。

市内の公共・民間会議施設を活用したMICE開催地としての魅力向上や那覇らしさ・沖縄らしさを感じられるユニークベニューの開発支援等に取り組みます。

| 取組の内容 | 実施時期 |
|---|---|
| (1) 県内旅行の促進 (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● (再掲) 地域消費促進型観光マルチクーポンの発行 |  |
| (2) 都市型ワーケーションなどの滞在型旅行の促進 (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● 市内コワーキング施設、宿泊施設や関係機関等と連携したワーケーション利用の促進● 積極的な滞在型旅行の促進ができるように、設備拡大の助成や徹底したPR |  |
| (3) 都市型MICE受入の推進 (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● なはーと等の公共施設やホテル等の民間施設で連携した都市型MICEの受入体制強化● 中心市街地や観光施設等を活用したユニークベニュー開発支援や主催者ニーズの把握と対応● 都市型MICE参加者の市内回遊促進やアフターMICEメニュー開発支援 |  |

エ デジタル技術活用促進

非接触・非対面のオンラインツアーや対話型AI（チャットボット）による観光案内、多様なキャッシュレス決済の整備・普及による観光分野における新たな観光需要の取り込みの支援に取り組みます。また、デジタル技術を活用した観光施策推進に取り組みます。

| 取組の内容 | 実施時期 |
|---|-------------------|
| (1) 観光関連事業者のデジタル技術活用を促進 | |
| (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● 感染拡大対策としての非接触・密回避などの取り組み (非接触を実現するキャッシュレス決済など)● 利便性向上による集客・売上の向上 (オンラインツアーアプリケーションに対する支援など) | 蔓延期 回復期 復興期 |
| (2) デジタルマーケティングの推進 | |
| (取組の例) <ul style="list-style-type: none">● マーケットの動向やニーズを分析し、これに即した情報発信及び受入体制の整備 | 平時 |

4 進捗管理

本戦略期間中は取組の内容「ア-（1）～エ-（2）」毎に取組実績を評価します。

評価の視点

○取組の内容が適切な対象期に実施されているか？

蔓延期、回復期、復興期、平時を見極めた施策を実施できているか評価する

○実施した事業等の効果はどうか？

実施した取組の内容の実績・予算等を踏まえ、効果を評価する

上記の視点等に立った評価を踏まえて、取組の内容の見直しや取組の追加を検討します。戦略の進捗評価及び取り組みの見直し等については、那覇市観光審議会にて行います。

参考資料

- 1 那霸市コロナ期観光回復戦略策定 諮問書
- 2 那霸市コロナ期観光回復戦略策定 答申書
- 3 策定経緯
- 4 那霸市観光審議会委員名簿
- 5 那霸市観光審議会規則

諒問第1号
令和3年5月18日

那覇市観光審議会 会長 様

那覇市長 城間 幹子

令和3年度那覇市観光審議会への諒問について（諒問）

那覇市観光審議会規則第2条の規定により、下記の事項について諒問します。

記

那覇市コロナ期回復戦略（仮称）の策定について

答申第3号
令和3年11月8日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市観光審議会
会長 金城 盛彦

那覇市コロナ期回復戦略の策定について（答申）

令和3年5月18日付け諮問第1号をもって諮問のありましたみだしのことについて、審議した結果、その結論を得ましたので下記のとおり答申いたします。

記

- 1 別添「那覇市コロナ期観光回復戦略(案)」をもって概ね妥当と認めます。
- 2 審議の過程において、具体的な数々の意見、提案がありました。計画の推進に際しては、これらの意見等を十分に参考にされるよう要望いたします。

以上

3 策定経緯

本戦略策定までの経緯は以下のとおりです。

| | |
|------------|---|
| 令和3年5月19日 | 第1回那覇市観光審議会 【諮問】那覇市コロナ期観光回復戦略の策定について |
| 令和3年7月20日 | 第1回那覇市観光推進本部（部長級） |
| 令和3年8月6日 | 第2回那覇市観光審議会 |
| 令和3年10月19日 | 第2回那覇市観光推進本部（部長級） |
| 令和3年10月22日 | 第3回那覇市観光審議会 |
| 令和3年11月8日 | 【答申】那覇市コロナ期観光回復戦略の策定について |
| 令和3年11月16日 | 庁議 |

4 那覇市観光審議会委員名簿

那覇市観光審議会委員（令和3年10月22日時点）は以下のとおりです。

（敬称略、五十音順）

| NO. | 委員氏名 | 所属 | 役職等 | 選任理由 | 備考 |
|-----|----------------------|------------------------|-----------|------------|-----|
| 1 | アリキ マリ 有木 真理 | 株式会社リクルートライフスタイル沖縄 | 代表取締役社長 | 観光産業関係 | |
| 2 | イザカ アキヒロ 石坂 彰啓 | 那覇市国際通り商店街振興組合連合会 | 事務局長 | 観光産業関係 | |
| 3 | オオタニ ケンタロウ 大谷 健太郎 | 公立大学法人名桜大学 | 教授 | 学識経験者 | 副会長 |
| 4 | キンジョウ ヒトシ 金城 仁 | 那覇市観光ホテル旅館事業協同組合 | 副理事長 | 観光産業関係 | |
| 5 | キンジョウ モリヒコ 金城 盛彦 | 国立大学法人琉球大学 | 教授 | 学識経験者 | 会長 |
| 6 | クニヨシ ヒロキ 國吉 博樹 | 沖縄セルラー電話株式会社 | 取締役 営業本部長 | 観光産業関係 | |
| 7 | ケイダ ジンハル 慶田 佳春 | 一般社団法人沖縄県バス協会 | 専務理事 | 観光産業関係 | |
| 8 | コジヤマ マサヒコ 古謝 昌彦 | 内閣府沖縄総合事務局運輸部 | 国際観光調整官 | 関係行政機関 | |
| 9 | ナカモト ユタカ 名嘉元 裕 | 一般社団法人那覇市観光協会 | 事務局長 | その他市長が認める者 | |
| 10 | マトリー ヒロキ 真鳥 洋企 | 沖縄県文化観光スポーツ部 | 観光政策統括監 | 関係行政機関 | |
| 11 | ジマ ハリロ 目島 憲弘 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 事務局長 | その他市長が認める者 | |
| 12 | ヨザエ ヨシヒロ 與座 嘉博 | 日本旅行業協会(JATA)沖縄支部 | 支部長 | 観光産業関係 | |
| 13 | ヨブタ カズマサ 与那 和正 | 沖縄県飲食業生活衛生同業組合那覇支部 | 理事 | 観光産業関係 | |

5 那覇市観光審議会規則

○那覇市観光審議会規則

平成31年3月26日

規則第20号

那覇市観光功労者表彰審査委員会規則(平成26年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市観光審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 観光基本計画の策定に関すること。
- (2) 本市の観光功労者の表彰に関すること。
- (3) その他観光関連の施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光産業関係者
- (3) 本市を除く関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(除斥)

第7条 委員は、自己又はその配偶者、父母、子、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹に係る第2条第2号に
関する事件については、その議事に参与することができない。

(関係者の出席)

第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くこと
ができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経済観光部観光課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定
める。

付 則

この規則は、平成31年3月26日から施行する。

那霸市コロナ期観光回復戦略

〒900-8585 那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市 経済観光部 観光課

TEL : 098-862-3276 FAX : 098-862-1580

E-mail : K-KAN001@city.naha.lg.jp